

別紙

諮問第1124号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者の父である故〇〇が東京都職員等より受けた面会の有無・内容等の記録を含む退院支援等に関する情報の記載された記録一式（開始から死亡時まで）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和6年5月30日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

故〇〇（以下「亡父」という。）に係る情報を審査請求人の情報でもあるとみなすことはできず、本件不開示決定に係る開示請求が「自己を本人とする保有個人情報」の開示を求めるものでないことは明白であり、本件不開示決定を取り消すべき事由は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年9月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年12月22日に実施機関から理由説明書を、令和8年2月5日に審査請求人から意見書を收受し、同年4月24日（第261回第二部会）及び同年5月22日（第262回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「意向調査名簿」、「意向調査の結果」、「入院患者希望者名簿」、「患者リスト（〇〇県）」及び「診療情報提供書」に記載されている情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定した。

イ 本件不開示決定について

（ア）実施機関の説明

亡父に東京都等に対する具体的な損害賠償請求権が確定し、審査請求人に同請求権が相続された事実がない以上、本件開示請求は、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求するものとは認められない。このため、本件開示請求が請求要件を満たすものとは判断できず、本件不開示決定を行った。

（イ）審査請求人の主張

審査請求人は亡父の相続人であるが、亡父の退院の申出の放置等を理由に、〇〇病院、東京都等（以下「本件病院等」という。）に対して損害賠償請求権が発生し得る状況にあり、当該請求権は審査請求人の相続する相続財産に含まれる。亡父が東京都から受けた退院支援の内容やその際の亡父の応答については、遺族である審査請求人としては誰に対してどのような請求権を有するかの判断に直接関わる情報である。したがって、本件開示請求に係る情報は亡父の身に起きたことのみならず、自身の請求権の内容に直接関わるものであるため、自身の財産に関する情報としてその情報の開示を求めるものである。

上記の損害賠償請求権が「発生し得る状況」との文言も、審査請求人としては「発生している」と考えているが、訴訟手続等で確定した内容ではないので、念のため「発生し得る」と記載したというだけのことである。亡父には本件病院等に対して損害賠償請求権があることは、疎明レベルでは十分にその存在が明らか

になっているが、訴訟の審理に必要となる証明に足る資料としては実施機関からの開示を受ける必要がある。

ウ 審査会の検討

(ア) 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

a 保有個人情報の開示請求に係る法の定め

法76条1項は、何人も、法の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる旨を規定する。保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているものをいい（法60条1項）、個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（法2条1項）。また、個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう（同条4項）。

b 死者に関する情報についての開示請求

上記aのとおり、法76条1項に基づく開示請求が認められるためには、開示請求に係る保有個人情報が開示請求者を本人とするものであることを要する。このため、死者に関する情報が生存する開示請求者を本人とする保有個人情報に当たるか否かを判断するに当たっては、当該死者に関する情報が開示請求者に関する情報であって、これに含まれる記述等により開示請求者を識別することができるものであるか否かを検討する必要がある。

これを本件についてみると、上記イ（イ）のとおり、審査請求人は、亡父には本件病院等に対して損害賠償請求権があり、自身はこれを相続したとして、本件開示請求に係る情報は亡父のみならず、自身の請求権の内容に直接関わるものである旨主張している。しかし、審査請求人からは、亡父が本件病院等に対して損害賠償請求をしていた事実や当該請求権を審査請求人が相続したことを裏付ける資料の提出はなく、また、審査請求人自身が当該請求権は訴訟手続

等で確定した内容ではないと述べていることから、亡父の本件病院等に対する損害賠償請求権は、審査請求人がその発生の可能性を主張しているにとどまるものであるといえ、審査請求人がこれを有しているとは認められない。

そうである以上、本件対象保有個人情報、審査請求人が有する損害賠償請求権に関する情報であるということはできず、審査請求人に関する情報であるとはいえないし、本件対象保有個人情報をもって審査請求人を識別することもできない。

したがって、本件対象保有個人情報は、本件開示請求において、審査請求人を本人とする保有個人情報に当たらない。

(イ) 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、実施機関が、本件開示請求は法76条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求するものとは認められないとして不開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子